

岩手県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和5年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小林外科	久慈市巽町一丁目30番地	令和4年3月7日
やご内科・循環器クリニック	北上市上野町五丁目5番	令和4年8月31日
小野寺内科医院	二戸郡一戸町一戸字向町148番地1	令和5年3月31日
かとうこどもクリニック	一関市山目字中野23番地1	令和5年4月30日
千葉耳鼻咽喉科医院	奥州市水沢南町3番24号	令和5年5月31日
共創未来一関薬局	一関市上大槻街4番46号	令和5年6月7日
そばた脳神経クリニック	一関市上大槻街4番45号	令和5年6月30日